

# 確定申告はお早めに

所得税・住民税の申告受付  
期間です

【受付期間】  
2月16日(月)～3月16日(月)

今年も確定申告の受付が始まります。毎年、受付終了間近は大変混み合いますので、あらかじめ必要な書類を整えるなどして、申告は早めに済ませましょう。(できあがった申告書は郵送でも提出できます)

なお、税務署では、確定申告書などをご自分で正しく書いて作成・提出していただく「自書申告」をお願いしています。できるだけ自分で書いて申告していただくことにご理解、ご協力のうえ、お早めの提出をお願いします。

## 【税に関するお問合せ】

役場総務課税務係  
☎57-2111(内線311～313)

## 村の申告相談

村税務担当者による申告相談を開設しますので、相談を希望される方は次の

期間に申告されますようご案内します。

▽期間 / 平成27年2月16日(月)～2月27日(金)

▽時間 / 9時～12時、12時～13時まで(お昼休み13時～17時)

▽会場 / 役場1階会議室(正面玄関から左奥)

▽持参する物

【給与収入、年金収入のある方】

源泉徴収票

【事業収入のある方】

収支内訳書(収入に係わる書類(帳簿など)、支出に係わる書類(帳簿、領収書など))

【共通持参の物】

印鑑、控除関係証明書類(生命保険、地震保険、個人年金の支払書、国民健康保険税、国民年金(社会保険料控除証明書)などの支払額のわかる書類など)

## 申告が必要な方

◆事業所得(農業、営業)や不動産所得(不動産の貸付など)、譲渡所得(土地・建物の売買)のある方

◆サラリーマンなどで平成26年中の給与の収入金額が2千万円を超える方  
◆給与所得とそれ以外(地代、家賃、

原稿料、配当など)の所得金額の合計額が20万円を超える方

◆2カ所以上から給与などを受けている方(例えば農業専従者で、出稼など、他の給与収入や公的年金などの所得が発生する方)

※必要な申告をされないこと：扶養控除などさまざまな控除が受けられずに、税金を納め過ぎる結果となったり、申告期限・納期限を過ぎると延滞税などが課されたりする場合があります。

## 税金還付の対象者

源泉所得税を納めた給与所得者や、予定納税をした方などで次の事例に該当し、税金を納め過ぎている場合には、確定申告をすることにより納め過ぎた税金が還付されます。

◆年末調整をしたサラリーマンの方で、医療費控除や雑損控除を受ける方  
◆年の途中で退職したサラリーマンで、再就職をしながらのために年末調整をしていない方

◆民間の金融機関や住宅金融支援機構などからの住宅ローンの融資を受け、マイホームを取得または増改築をした方  
◆予定納税をした方で、災害を受けたり営業不振のために所得が減少した

りして、申告納税額がなくなった方  
※このほか、あらかじめ税務署から申告書・納付書が送付されている方は次の点に注意願います。

(1)送付された申告書、納付書を使用してください。

(2)複写式のためボールペンでしっかりと書き、切り離さずに提出してください。

## 税務署の閉庁日対応

税務署では通常、土・日・祝日は申告の相談・受付を行っていませんが、確定申告期間中の2月22日と3月1日の日曜日に限り相談・受付を行います。(午前8時30分から午後5時、受付は午後4時まで)

※税務署からのお問い合わせ

例年、確定申告期間中は駐車場及び税務署周辺の道路が大変混雑し、待ち時間が長くなるばかりか、近隣住民の方々に大変ご迷惑をおかけしています。来署される際は、公共交通機関の利用をお願いします。

申告書の作成は、国税庁や札幌国税局ホームページの「所得税の確定申告コーナー」や「譲渡所得の内訳書(土地・建物用)作成コーナー」を利用すると便利です。ご利用ください。